

豊橋市地域生活支援拠点等事業

登録申請マニュアル

(令和7年1月)

はじめに

地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 4 項に規定されており、障害者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域生活への移行・地域生活の継続の推進や、障害者やその家族等の緊急時の相談・受入れ等の切れ目ない支援の提供を行い、障害者（児）を地域全体で支える体制を構築するものです。

拠点等の 5 つの機能の一部を担う事業所は、障害者（児）の緊急時に迅速な対応ができるよう、豊橋市への申請（登録）にご協力をお願いします。

なお、前述の事業所においては、運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、豊橋市に申請（登録）をした場合、所定の加算の算定が可能となります。

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての申請（登録）や各種加算の算定にあたっては、本マニュアルをお読みの上、手続きを行ってください。

1 登録申請等の手続き

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録申請等を行う場合、以下の手順で手続きを行う必要があります。

(1) 豊橋市へ拠点登録について事前協議を行う

「豊橋市地域生活支援拠点等事業の登録について（事前協議）」の様式へ必要事項を記入し、障害福祉課 福祉サービスグループへメールで提出してください。

提出先アドレス	shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp
宛先	障害福祉課 福祉サービスグループ
件名	【事業所名】豊橋市地域生活支援拠点等事業の登録について（事前協議）
添付文書	豊橋市地域生活支援拠点等事業の登録について（事前協議）

<各種様式> <https://www.city.toyohashi.lg.jp/61797.htm>（事前協議の様式）

<問合せ先> 障害福祉課 福祉サービスグループ 電話 0532-51-2347

(2) 運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを記載し、豊橋市へ運営規程の変更の届出を行う

運営規程へ拠点等に関する追加項目を記載し、郵送または直接、変更届を障害福祉課 管理・指定グループへ提出してください。

■運営規程に追加する項目の記載例

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）

第●●条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受入れ・対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) 地域の体制づくり

■運営規程作成にあたっての留意事項

※各事業所の実態に応じて、(1)～(5)のうち実際に担う機能を記載してください

※特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所が届出を行う場合、少なくとも(1)(2)(5)の機能を担う必要があります

※地域移行支援事業所、日中活動系サービス事業所及び入所施設（施設入所支援）が届出を行う場合、少なくとも(3)の機能を担う必要があります

※訪問系サービス事業所、自立生活援助事業所、地域定着支援事業所及び短期入所事業所が
届出を行う場合は、少なくとも(2)の機能を担う必要があります
※運営規程に記載する場合は、「その他運営に関する重要事項」の上に追記してください

<各種様式> <https://www.city.toyohashi.lg.jp/5732.htm> (変更届)

<問合せ先> 障害福祉課 管理・指定グループ 電話 0532-51-2699

(3) 豊橋市へ地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての登録申請を行う

「豊橋市地域生活支援拠点等事業所登録申請書(様式第1号)」に必要事項を記載し、変更後の運営規程を添付の上、障害福祉課 福祉サービスグループへ提出してください。

障害福祉課にて申請内容を審査し、拠点等事業を実施する事業所として適当と認めた場合に登録を行います。(申請事業所に対し、判定結果を通知します。)

拠点等の機能を担う事業所として市が認めた事業所は、豊橋市ホームページ等において公表(登録申請内容を掲載)します。

なお、次の事項に該当する場合は登録の取消を行います。

- ・豊橋市地域生活支援拠点等事業実施要綱第2条に規定する要件を満たさなくなったとき
- ・不正又は虚偽の申請により認定を受けたとき
- ・その他市長が登録事業所として不適当と認めたとき

※運営規定の変更届の提出期限は、変更後10日(閉庁日の場合、直前の開庁日)以内までのため、(2)の変更届と(3)の申請書類は同時に提出可能です。

<各種様式> <https://www.city.toyohashi.lg.jp/61797.htm> (実施要綱及び様式)

<問合せ先> 障害福祉課 福祉サービスグループ 電話 0532-51-2347

(4) 事業を実施する

拠点等の登録を受けた事業所は、事業の実施をお願いします。

<問合せ先> 障害福祉課 福祉サービスグループ 電話 0532-51-2347

(5) 加算を算定する

拠点等の登録を受けた事業所で加算(4ページ以降の表を参照)を算定する場合は、郵送または直接、加算に関する届出を障害福祉課 管理・指定グループへ提出してください。

<各種様式> <https://www.city.toyohashi.lg.jp/5732.htm> (加算の届出に関する書類)

<問合せ先> 障害福祉課 管理・指定グループ 電話 0532-51-2699

(6) その他

次のような場合は、障害福祉課 福祉サービスグループへ必要な書類を提出してください。

■地域生活支援拠点等事業所の登録内容を変更する場合

豊橋市地域生活支援拠点等事業所登録変更届出書（様式第4号）を提出してください。

■事業を廃止・休止・再開する場合

豊橋市地域生活支援拠点等事業所（廃止・休止・再開）届出書（様式第5号）を提出してください。

<各種様式>

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/61797.htm>（実施要綱及び登録内容変更に係る様式）

<問合せ先> 障害福祉課 福祉サービスグループ 電話 0532-51-2347

2 地域生活支援拠点等に係る加算

機能	対象事業	加算	加算単位	要件
相談	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援 障害児相談支援 	地域生活支援拠点等相談強化加算	700 単位/回 ※月 4 回を限度 ※取得条件あり	拠点等に位置づけられ、コーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合
			100 単位/日	拠点等に位置付けられ、指定短期入所等を行った場合（緊急時の受入れに限らない）
緊急時の受入れ・対応	短期入所	地域生活支援拠点登録に係る加算	+200 単位/日	市町村及び基幹相談支援センター等との連携調整に従事する者を 1 人以上配置し、医療的ケア児(者)、重症心身障害者(児)、強度行動障害者(児)に対し、指定短期入所等を行った場合に更に加算
			緊急時対応加算	100 単位/回 ※月 2 回を限度
	+50 単位/回	拠点等に位置付けられ、かつ関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に更に 50 単位を加算		
	自立生活援助	緊急時支援加算 (I)	711 単位/日	緊急時に利用者または、その家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合
			+50 単位/回	拠点等に位置付けられ、かつ関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に更に加算
	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 A 型・B 型 	緊急時受入加算	100 単位/日	拠点等に位置付けられ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合
			地域定着支援	緊急時支援費 (I)
+50 単位/回	拠点等に位置付けられ、かつ関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に更に加算			

機能	対象事業	加算	加算単位	要件
体験の機会・場	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 A型・B型 	体験利用支援加算	500 単位/日 (初日～5 日目)	障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合(15 日以内に限り算定)
			+50 単位/日	拠点等に位置付けられ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に更に加算(記録様式例あり)
	地域移行支援	体験利用加算	250 単位/日 (6 日目～15 日目)	障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合(15 日以内に限り算定)
			+50 単位/日	拠点等に位置付けられ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に更に加算(記録様式例あり)
	施設入所支援	地域移行促進加算 (I)	120 単位/日	利用者が指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合
	地域移行支援	体験宿泊加算 (I)	300 単位/日	体験的な宿泊支援を行った場合(体験宿泊加算(II)と合計して15日以内に限り算定)
			+50 単位/日	拠点等に位置付けられ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に更に加算
		体験宿泊加算 (II)	700 単位/日	夜間・深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行い、体験的な宿泊支援を行った場合(体験宿泊加算(II)と合計して15日以内に限り算定)
+50 単位/日			拠点等に位置付けられ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に更に加算	
地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> 計画相談支援 障害児相談支援 	地域体制強化共同支援加算	2,000単位/回 ※一人につき、 月1回を限度 ※取得条件あり	拠点等に位置付けられ、関係機関との連携体制を確保するとともに、定期的に協議会に参画している場合

3 相談等の加算に関する豊橋市からの注意事項

(1) 地域生活支援拠点等相談強化加算(700単位)の算定について

本加算は、特定相談支援事業所(障害児相談支援事業所含む)にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合に算定できる加算です。

豊橋市から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱いについて、以下のとおりとします。

豊橋市は、障害者の身の安全の確保及び関係機関との連絡又は調整等を行うことにより、障害者が地域生活で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とした「豊橋市障害者虐待等緊急一時保護事業」を実施しており、とよはし総合相談支援センター運営事業及び豊橋市障害児者相談支援事業(以下「委託契約」という。)を受託している事業者へ本事業を委託しています。本事業は地域生活支援拠点等相談強化加算と内容が重複する部分があるため、利用者が委託契約事業所の指定特定相談支援事業所を利用している場合でも、サービス等利用支援を行っている担当者が委託契約従事職員でなければ算定可能とします。

また、本加算は拠点コーディネーターの配置を評価するものであり、コーディネーターの人件費として充当されることを想定したものです。豊橋市の拠点コーディネーターは、「豊橋市ととよはし総合相談支援センター運営事業委託業務又は豊橋市障害児者相談支援事業委託業務における委託契約を結んだ法人に属する従事者」であることを実施要綱に定めており、加算を財源としたものではない自治体独自の配置となっています。

そのため、地域生活支援拠点等機能強化加算に該当する拠点コーディネーターを当市は配置していないため、現時点で本加算を算定できる市内事業所はありません。

(2) 地域体制強化共同支援加算(2,000単位)について

本加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に対して、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に対して文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に算定するものです。

当該加算の対象となる課題は、広く地域の関係者間で検討する必要があるものが対象となるため、事例の選定にあたっては、とよはし総合相談センターほっとぴあ+(TEL:0532-51-4111)へ対象事例となりうるかご相談ください。

地域自立支援協議会に文書による報告(当該説明及び指導の内容等)及び利用者に対する説明及び指導等の必要な支援を行った場合、国が示す必要事項項目が記載された資料を作成してください。必要事項が概ね記載されていれば別様式を利用することも可能です(豊橋市ホームページにも様式例を掲載しています)。加えて、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合には提出する必要があります。

本加算は、支援が困難な計画相談支援対象障害者等に係る支援等を行う指定特定相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該指定特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものです。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、指定特定相談支援事業所が負担することが望ましいものであることをご留意ください。

なお、本加算は、とよはし総合相談支援センター運営事業及び豊橋市障害児者相談支援事業契約事業所においては、委託契約内容と重複する内容があるため、地域生活支援拠点等相談強化加算と同じく、当該利用者が委託契約事業所の指定特定相談支援事業所を利用している場合でも、サービス等利用支援を行っている担当者が委託契約従事職員でなければ算定可能とします。

(3) その他留意事項

地域生活支援拠点等登録に伴う加算の算定にあたっては、それぞれ別途厚生労働省が定める基準等により必要な記録を行うこととされています。

「体験利用支援加算」「地域体制強化共同支援加算」に関する記録について、様式例を豊橋市ホームページに掲載していますので、ご活用ください(国が示す必要事項が概ね記載されていれば、別様式を利用することも可能です)。

<各種様式> <https://www.city.toyohashi.lg.jp/61797.htm>

(補足)平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A 抜粋

【問】(地域生活支援拠点等相談強化加算関係)

「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者」とはどのような者か。

【答】

例えば、単身の障害者で普段は緊急対応を要さないため、地域定着支援の支給対象にはならなかったが、

- ・ 家族、第三者からの権利侵害、虐待等により、一時的に緊急短期入所の対応を要した
- ・ 精神障害による病状悪化のため、一時的に緊急短期入所の対応を要した等の者が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

【問】(地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算関係)

拠点等が整備済の市町村等において拠点等に位置付けられている特定相談支援事業所が、拠点等が未整備である他市町村等の利用者に対して支援を行っている場合、拠点等の加算(地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算)の算定は可能か。

【答】

当該事業所が拠点等に位置づけられていれば加算を算定できる。ただし、当該事業所が個別支援計画を作成している利用者に限る。

【問】(地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算関係)

市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱い如何。

【答】

当該加算については、計画相談支援事業所を対象にしていることから、要件を満たせば算定可能である。ただし、算定に当たっては、当該加算に係る計画相談支援事業所の支援や負担等に対する評価と障害者相談支援事業の委託を受ける際の業務内容とそれに係る費用について市町村と十分に協議し、整理の上、算定されたい。

→ (豊橋市の運用)

当該利用者が、とよはし総合相談支援センター運営事業及び豊橋市障害児者相談支援事業(以下「委託契約」という。)を受託している事業者の指定特定相談支援事業所を利用している場合でも、サービス等利用支援を行っている担当者が委託契約従事職員でなければ算定可能とする。